

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年3月16日認可した。

平成30年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）浜東A地区
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）氏部畑部地区